早期再就職支援等助成金（再就職支援コース）FAQ

(01) 支給対象者の要件

01-01	対象者が出向した場合、同一の事業主に継続して雇用された期間が1年以上であれば支給対象となりますか。あるいは再就職援助計画が適用事業所ごとに認定されている場合（又は求職活動支援基本計画書が適用事業所ごとに提出されている場合）、当該事業所に1年以上在籍していなければならないのでしょうか。
01-02	再就職援助計画の計画対象労働者に関する一覧の再就職援助希望が「無」となっている対象労働者であっても、支給対象となりますか。
01-03	既に再就職先の内定を持っている再就職援助計画対象労働者に対して、再就職支援措置を行った場合も、支給対象となりますか。
01-04	休職中の者、育児休業中の者等の現在働いていない労働者は支給対象となりますか。

(02) 支給対象措置の要件

02-01	対象者を有期雇用で雇い入れた場合でも支給対象となりますか。
02-02	対象者の離職後に職業紹介事業者に支援を委託し、再就職を実現させた場合は対象となりますか。
02-03	対象者の在職中に職業紹介事業者に支援を委託しましたが、当該支援の内容が全て離職後に行われるものである場合は、対象となりますか。
02-04	離職の翌日から起算して6か月以内（又は9か月以内）に雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れることが要件となっていますが、臨時雇入れ（例えば、試用期間3日）はカウントしますか。
02-05	対象者が就職を実現した後に、支給申請時に既に再離職している場合は、支給対象となりますか。
02-06	令和3年9月30日に離職し、令和4年4月1日に再就職した対象者（45歳未満）がいた場合、支給対象となりますか。
02-07	委託料の支払いを銀行振込にしている場合、銀行振込の手数料は対象経費となりますか。
02-08	事業所が職業紹介事業者と委託契約を締結した後、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出した場合、支給対象となりますか。
02-09	A事業所が再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出する前に、Aの本社Bが、職業紹介事業者との間でAから離職を余儀なくされる労働者の再就職支援に係る委託契約を締結した場合、支給対象となりますか。
02-10	職業紹介事業者との委託契約については、基本契約（包括契約）ではなく個別契約をもって再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る委託契約であるか否かを判断することとありますが、個別契約について具体的に教えてください。
02-11	親会社である事業所Aは、関連会社である事業所Bに労働者を出向させていましたが、経営再建のためA及びBで雇用している労働者について、雇用調整を行うことになりました。 この場合において、親会社であるAが、自社の支給対象者のほか、関連会社であるBに出向している支給対象者についても一括して職業紹介事業者と委託契約を締結した場合、Bの支給対象者については、支給対象となりますか。
02-12	訓練やグループワークについて、再就職援助計画や求職活動支援基本計画書に当該支援を行う旨を記載していない場合は、助成対象とならないのでしょうか。
02-13	支給対象となる訓練を教えてください。
02-14	支給対象とならない訓練を教えてください。
02-15	訓練は、離職日前から開始するものであっても対象となりますか。また、その場合、訓練を実施する日について、休暇を付与した場合、休暇付与支援の対象となりますか。
02-16	求職活動のための休暇については、再就職援助計画の認定日（又は求職活動支援基本計画書の提出日）より前に付与されたものでも対象となりますか。
02-17	有給休暇を全て買い上げた上で、新たに求職活動のための休暇を付与した場合には、支給対象となりますか。

(03) 支給対象事業主の要件

03-01	雇用保険被保険者がいなくなったため適用事業所の廃止届を提出しましたが、適用事業所の事業主でなくなった場合でも支給申請をすることはできますか。
03-02	申請事業主と再就職先がグループ企業である場合は支給対象となりますか。

(04) 手続き、提出書類等

04-01	求職活動支援基本計画書を提出する「管轄労働局長」とは、事業所を管轄する労働局長と事業主の本社を管轄する労働局長のどちらになりますか。
04-02	支給申請する場合、支給対象者のうちの1人が離職から1か月足らずで再就職が決まり、別の1人が2か月で再就職が決まった場合に、各支給対象者の申請期限はいつになりますか。また、それぞれ個別に支給申請する必要がありますか。
04-03	支給対象者の死亡、音信不通等により、個別表(様式第4号)の本人確認欄の確認が取れない場合は支給対象となりますか。 また、支給対象者本人の意向により、確認を拒否された場合は、支給対象となりますか。
04-04	個別表(様式第4号)及び再就職支援証明書(様式第5号)において、支給対象者本人の意向により、再就職先に関する情報提供を拒否された場合、支給対象となりますか。

(01) 支給対象者の要件

設問番号	設問	回答
01-01	対象者が出向した場合、同一の事業主に継続して雇用された期間が1年以上であれば支給対象となりますか。あるいは再就職援助計画が適用事業所ごとに認定されている場合（又は求職活動支援基本計画書が適用事業所ごとに提出されている場合）、当該事業所に1年以上在籍していなければならないのでしょうか。	同一の支給対象事業主に1年以上継続して雇用されていれば対象となります。よって、在籍型出向の期間は算入し、移籍型出向の期間は算入しません。なお、再就職援助計画及び求職活動支援基本計画書は、原則、雇用保険の適用事業所ごとに提出していただきます。
01-02	再就職援助計画の計画対象労働者に関する一覧の再就職援助希望が「無」となっている対象労働者であっても、支給対象となりますか。	再就職援助計画対象労働者に対して再就職支援措置を行った場合に対象となりますので、再就職援助計画における再就職援助希望の有無に係る記載に関わらず支給対象となります。
01-03	既に再就職先の内定を持っている再就職援助計画対象労働者に対して、再就職支援措置を行った場合も、支給対象となりますか。	再就職の内定を得ている場合でも、別の就職先も視野に入れ引き続き求職活動を行っている場合は支給対象となります。
01-04	休職中の者、育児休業中の者等の現在働いていない労働者は支給対象となりますか。	就業中の状態でない者についても、再就職援助計画等の対象者であり、復帰後の再就職先を探すということで、職業紹介事業者に委託を行う等の要件を満たした場合は支給対象となります。 ただし、求職活動のための休暇以外は、休暇付与支援の対象とならないことに留意してください。

(02) 支給対象措置の要件

設問番号	設問	回答
02-01	対象者を有期雇用で雇い入れた場合でも支給対象となりますか。	雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられていれば支給対象となります。
02-02	対象者の離職後に職業紹介事業者に支援を委託し、再就職を実現させた場合は対象となりますか。	離職前に再就職に係る支援を委託する必要があるため、離職後に契約を締結した場合は支給対象となりません。
02-03	対象者の在職中に職業紹介事業者に支援を委託しましたが、当該支援の内容が全て離職後に行われるものである場合は、対象となりますか。	離職前に再就職に係る支援を委託していれば、実際の支援の開始が離職後であっても支給対象となります。
02-04	離職の翌日から起算して6か月以内（又は9か月以内）に雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れることが要件となっていますが、臨時雇入れ（例えば、試用期間3日）はカウントしますか。	臨時的な雇入れはカウントしません。あくまでも、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れられた日をもって判断します。
02-05	対象者が就職を実現した後に、支給申請時に既に再離職している場合は、支給対象となりますか。	支給申請時に、既に離職した後であっても、一度再就職を実現し、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者の資格を取得するなどの要件を満たしていれば支給対象となります。
02-06	令和3年9月30日に離職し、令和4年4月1日に再就職した対象者（45歳未満）がいた場合、支給対象となりますか。	助成対象期限は支給対象者の離職の日の翌日から起算して6か月（45歳以上の場合は9か月）を経過する日です。離職日翌日以降の応当日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）の前日を1月とするため、この場合、令和4年3月31日が6か月を経過する日となります。そのため支給対象となりません。
02-07	委託料の支払いを銀行振込にしている場合、銀行振込の手数料は対象経費となりますか。	銀行振込の手数料は対象経費として認められません。
02-08	事業所が職業紹介事業者と委託契約を締結した後、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出した場合、支給対象となりますか。	再就職援助計画及び求職活動支援基本計画書は、これから講じようとする再就職援助措置についての計画であり、再就職援助計画の認定前又は求職活動支援基本計画書の提出前の委託契約は、当該計画に係るものとは判断できないため、原則として再就職支援コースの支給対象とはなりません。 ただし、再就職援助計画の認定前又は求職活動支援基本計画書の提出前の委託契約が、事業所と職業紹介事業者との基本的・包括的な委託条件に係る基本契約（包括契約）であって、かつ、再就職援助計画の認定後又は求職活動支援基本計画書の提出後に当該事業所の個別の対象者への支援の提供に係る個別契約が締結される場合は、当該個別契約をもって、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る委託契約が締結されたと判断することができることから、再就職支援コースの支給対象となります。

(02) 支給対象措置の要件

設問番号	設問	回答
02-09	A事業所が再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出する前に、Aの本社Bが、職業紹介事業者との間でAから離職を余儀なくされる労働者の再就職支援に係る委託契約を締結した場合、支給対象となりますか。	職業紹介事業者との委託契約及び当該事業者への委託費用の負担は、各事業所単位で行われる必要があるので、原則として再就職支援コースの支給対象とはなりません。 ただし、Bが締結した委託契約が、基本的･包括的な委託条件に係る基本契約であって、Aが再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出した後に、Aにおいて個別の対象者への支援やその委託条件に係る個別契約を締結した場合は、当該個別契約をもって再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る委託契約が締結されたと判断することができることから、再就職支援コースの支給対象となります。
02-10	職業紹介事業者との委託契約については、基本契約（包括契約）ではなく個別契約をもって再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書に係る委託契約であるか否かを判断することとありますが、個別契約について具体的に教えてください。	「個別契約」とは、職業紹介事業者に対して委託する再就職支援の概要を定めた「基本契約（包括契約）」に基づいて、個別の対象者をその「基本契約（包括契約）」の対象とすることを明確化し、本助成金の申請事業主の依頼に基づき委託先である職業紹介事業者が当該対象者に対して再就職支援を行う義務が発生したことを証明する書面をいいます。 契約書の形式が望ましいですが、委託元の発出した依頼書や通知書等（写し）とそれに基づいて委託先が再就職支援を受託した旨を示す通知書（写し）のセットなど、 ①対象者の氏名 ②委託元の申請事業所の名称 ③委託先の職業紹介事業者の名称 ④再就職支援の内容（基本契約（包括契約）に定めた内容を行うという趣旨が明らかであれば差し支えない） ⑤個別契約の日 を明らかにした上で、申請事業主と委託先の職業紹介事業者の両者の意思の合意を明らかにする書面で問題ありません。
02-11	親会社である事業所Aは、関連会社である事業所Bに労働者を出向させていましたが、経営再建のためA及びBで雇用している労働者について、雇用調整を行うことになりました。 この場合において、親会社であるAが、自社の支給対象者のほか、関連会社であるBに出向している支給対象者についても一括して職業紹介事業者と委託契約を締結した場合、Bの支給対象者については、支給対象となりますか。	出向元事業主との間に雇用関係を継続させたまま、出向を行う在籍型出向の場合は、支給対象となりえます。 移籍型出向は、出向元事業主との労働契約関係を終了させ、出向先事業主と出向労働者の間に新たに労働契約関係を結ぶことをいい、Bの労働者の再就職支援についてはBが責任を持って行うべきであるため、Bの支給対象者については、再就職支援コースの支給対象とはなりません。
02-12	訓練やグループワークについて、再就職援助計画や求職活動支援基本計画書に当該支援を行う旨を記載していない場合は、助成対象とならないのでしょうか。	再就職支援計画書や求職活動支援基本計画書に記載をしていない場合でも、助成対象となります。

(02) 支給対象措置の要件

設問番号	設問	回答
02-13	支給対象となる訓練を教えてください。	「支給対象者の再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るものであること」や「支給対象者のキャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること」に該当するものになります。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。 「支給対象者の再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るものであること」 (例) 技能習得に係る訓練 (パソコンスキル、語学スキル(日常会話以上のものに限る。)、簿記　など) 知識習得に係る訓練 (各種の業界研究、各種の職種研究、企業コンプライアンス研修　など) ビジネススキル・ソーシャルスキル習得に係る訓練 (コミュニケーションスキル(日常的な話し方等でなくビジネス上のコミュニケーションに資するものに限る。)、サービスマナー、接遇マナー、電話応対の手法、アサーティブ(自己主張の手法を学ぶもの)　など) 「支給対象者のキャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るものであること」 (例) キャリア意識形成に係るセミナー (自己分析・自己理解セミナー、職業生活の振り返り　など) 将来設計・独立起業に係るセミナー (再就職と直接関連しないマネープラン、ファイナンシャルセミナー等は除く。) メンタル・セルフコントロールに係るセミナー (ストレスコントロール、ストレスコーピング　など)
02-14	支給対象とならない訓練を教えてください。	趣味教養と区別がつかないもの、再就職に必要な能力の開発・向上に関連しないもの、安定した雇用に結びつくことが期待しがたいと認められるもの、就職活動のノウハウに係るものは対象となりません。。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。 (例) イ　趣味教養を身につけることを目的とするもの (例:日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室　など) ロ　再就職に必要な能力の開発・向上に関連しないもの、安定した雇用に結びつくことが期待しがたいと認められるもの (例:再就職に直接関連しないマネープラン、ファイナンシャルセミナー　など) ハ　就職活動のノウハウに係るもの (例:履歴書の書き方、求人情報の見方講座、就職面接のロールプレイング　など) ニ　実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの (例:時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会　など)
02-15	訓練は、離職日前から開始するものであっても対象となりますか。また、その場合、訓練を実施する日について、休暇を付与した場合、休暇付与支援の対象となりますか。	訓練は離職日前から実施するものであっても対象となります。また、当該日に休暇を付与し、通常賃金の額以上の額を支払った場合は、休暇付与支援の支給対象となりえます。
02-16	求職活動のための休暇については、再就職援助計画の認定日(又は求職活動支援基本計画書の提出日)より前に付与されたものでも対象となりますか。	対象となる求職休暇には該当しません。再就職援助計画の認定日(又は求職活動支援基本計画書の提出日)から離職日までの間に1日以上求職休暇を付与することが必要となります。

(02) 支給対象措置の要件

設問番号	設問	回答
02-17	有給休暇を全て買い上げた上で、新たに求職活動のための休暇を付与した場合には、支給対象となりますか。	求職活動のための休暇を与えたのであれば、有給休暇を全て買い上げたかどうかは問題となりません。

(03) 支給対象事業主の要件

設問番号	設問	回答
03-01	雇用保険被保険者がいなくなったため適用事業所の廃止届を提出しましたが、適用事業所の事業主でなくなった場合でも支給申請をすることはできますか。	かつて適用事業所であり、その間に再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を提出し、職業紹介事業者と委託契約を行う等の支給対象措置を行っている場合は、支給申請は可能です。この場合、破産手続開始の申立て等を行っていても問題ございません。
03-02	申請事業主と再就職先がグループ企業である場合は支給対象となりますか。	申請事業主と再就職先がグループ企業であっても、支給対象者の再就職の日から起算して1年前の日から当該再就職の日までの間において、支給対象者の再就職先との関係が、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当していない場合は、支給対象となります。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、厚生労働省HPの「助成金のお問い合わせ先・申請先のご案内」(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html)をご参照ください。 (イ) 両者が親会社と子会社又はその逆の関係にあること(注:ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする。)。 (ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。 (ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

(04) 手続き、提出書類等

設問番号	設問	回答
04-01	求職活動支援基本計画書を提出する「管轄労働局長」とは、事業所を管轄する労働局長と事業主の本社を管轄する労働局長のどちらになりますか。	求職活動支援基本計画書は、雇用保険の適用事業所ごとに作成するものであるため、当該適用事業所の住所を管轄する労働局長に提出してください。
04-02	支給申請する場合、支給対象者のうちの1人が離職から1か月足らずで再就職が決まり、別の1人が2か月で再就職が決まった場合に、各支給対象者の申請期限はいつになりますか。また、それぞれ個別に支給申請する必要がありますか。	原則として、各支給対象者の再就職の日が属する月の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請していただきますが、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の支給対象者については、全員分又は一部をまとめて申請することができます。まとめて申請する場合は、同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の支給対象者に係る再就職日の最も遅い日が属する月の末日の翌日から起算して2か月以内に申請する必要があります。 なお、まとめて申請するか否かにかかわらず、支給申請は各月に1度まで行うことができます。
04-03	支給対象者の死亡、音信不通等により、個別表（様式第4号）の本人確認欄の確認が取れない場合は支給対象となりますか。 また、支給対象者本人の意向により、確認を拒否された場合は、支給対象となりますか。	本人確認が困難である場合は、支給対象者本人が事業主から退職強要を受けたと受け止めているかどうか等が確認できないことから支給対象になりません。 また、本人の拒否により、当該欄の確認を得られない場合も、支給対象になりません。
04-04	個別表（様式第4号）及び再就職支援証明書（様式第5号）において、支給対象者本人の意向により、再就職先に関する情報提供を拒否された場合、支給対象となりますか。	申請事業主と再就職先事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当しないことを確認する必要があるため、支給対象者本人の意向による情報提供の拒否であっても、当該確認が行えない場合は支給対象となりません。